

第2章 風景づくりの目標

1 風景づくりの基本理念

まちの原風景でもある利根川や渡良瀬川の雄大な流れ、谷田川や水田を中心とした豊かな田園風景は、まちの風景の骨格を形成する大切な資源です。また、長い時を経て培われてきた水辺の文化等の生活に密着した生活環境は、板倉らしい暮らしの文化を感じさせます。今後も、美しい風景や暮らしに根付く生活文化を大切に守りながら、板倉らしい風景づくりに取り組み、活力や潤いが感じられるまちを目指し、風景づくりの基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

板倉らしい生活文化を守り、育み、美しい風景をつくる



2 風景づくりの基本目標

これから板倉町の風景づくりは、基本理念に基づき、河川や農地などの田園風景と人々の暮らしが調和した風景づくりを目指し、次の基本目標を定めます。

基本目標1－風景の骨格となっている水田・農地、河川等の水辺を守り育む

風景の骨格となっている水田や利根川や谷田川などの河川、町内に点在する池沼は適切に保全し、水辺と緑による潤い豊かな美しい風景の骨格づくりを進めます。

基本目標2－身近な生活環境を豊かなものにする

既存の市街地や集落地は、日常の暮らしの場として、住みやすく、豊かな環境を持った風景づくりを進めます。また、板倉ニュータウンなどの計画的な住宅地や産業地では、落ち着きや親しみが感じられるまち並みの形成を進めます。

基本目標3－地域が培ってきた歴史や文化的な資産を保全し、活用する

水辺の文化を象徴する河川を保全するとともに、河川の堤や水塚などの土木工作物や建造物も、暮らしに密着した水辺の文化として、保全を図ります。また、揚舟等を活用した観光・交流を進め、水辺の文化を広く伝えます。さらに、まちのシンボルである雷電神社や地域に親しまれてきた歴史的な建造物・巨木、地域の行事や祭りなどは、板倉町の生活文化を象徴する資産として、保全・活用を進めます。

基本目標4－みんなで風景づくりに取り組む

町民や事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、板倉町らしい風景づくりの事業や活動を進めます。また、雷電神社や揚舟等の観光資源に訪れる町外の人々との交流を深めること等により、風景づくりの活動を発展させます。



第3章 風景づくりの方針

(景観法第8条第2項第2号)

本方針は、風景づくりの目標を実現するための基本的な方向性を示すものであり、今後、本方針に基づき、風景づくりの実現を図ることとします。

風景づくりの方針は、まず、本町の風景の骨格や風景のまとまり、地域を印象づける風景資源に関する方針を定めます。その上で、田園風景と調和を図るための建築物のつくり方や公共施設の整備等に関する方針を定めます。

さらに、風景づくりを進めていくための町民等の役割を踏まえた考え方と、今後、風景づくりに取り組むための方向性を示します。

【風景づくりの方針の構成】

1. 風景の骨格やまとまり、風景資産の活用等に関する方針

- 1-1 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）に関する方針
- 1-2 風景のまとまりとしての土地利用類型別の風景づくりの方針
- 1-3 地域を印象づける風景資産の保全・活用に関する方針

2. 田園風景と調和を図るための建築物等に関する方針

- 2-1 建築物等のつくり方に関する方針
- 2-2 公共施設の整備等に関する方針

3. 板倉らしい風景づくりの取り組み方針

- 3-1 町民がつくる風景づくりの方針
- 3-2 重点的に取り組む風景づくりの方針



1 風景の骨格やまとまり、風景資産の活用等に関する方針

1-1 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）に関する方針

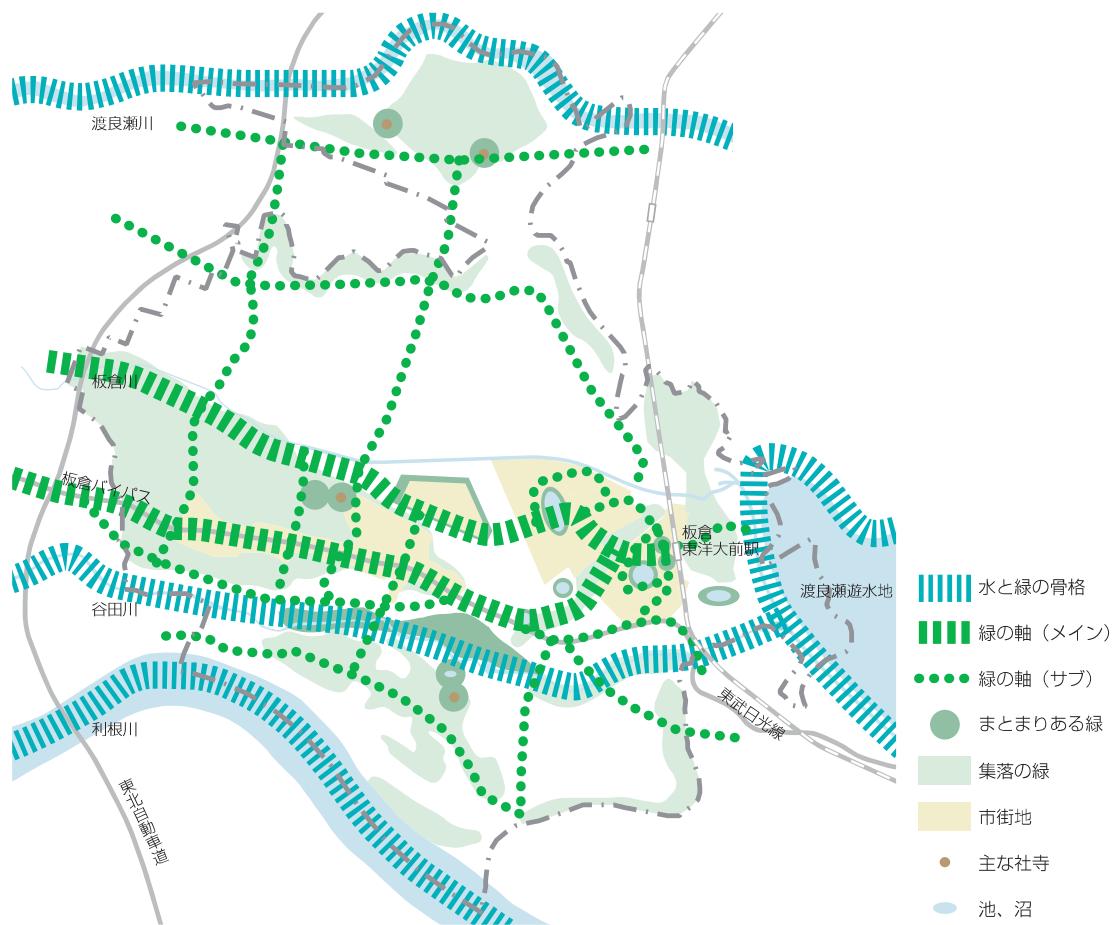
(1) 風景の骨格に関する現状

本町は、利根川、渡良瀬川、谷田川等の河川や町内に点在する池沼などの水辺風景に恵まれており、町民のみならず、町外の人々にも「水郷の町」として広く知られています。また、雷電神社等の社寺の緑や丘陵地の緑、大規模な公園や街路樹など、様々な緑に包まれた環境を有しています。さらに、谷田川にある桜並木や敷地内にある草花や実のなる木などは、季節感を演出しています。

(2) 風景の骨格づくりに関する方針

現在の恵まれた水や緑の現状を踏まえ、河川等の水辺や社寺の緑や公園や街路樹等の公共空間の緑、水田や農地の緑や屋敷林をはじめとする民有地の緑や草花を保全、育成し、これらが有機的にネットワークすることで、本町の風景の骨格づくりを進めます。

図 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）の方針



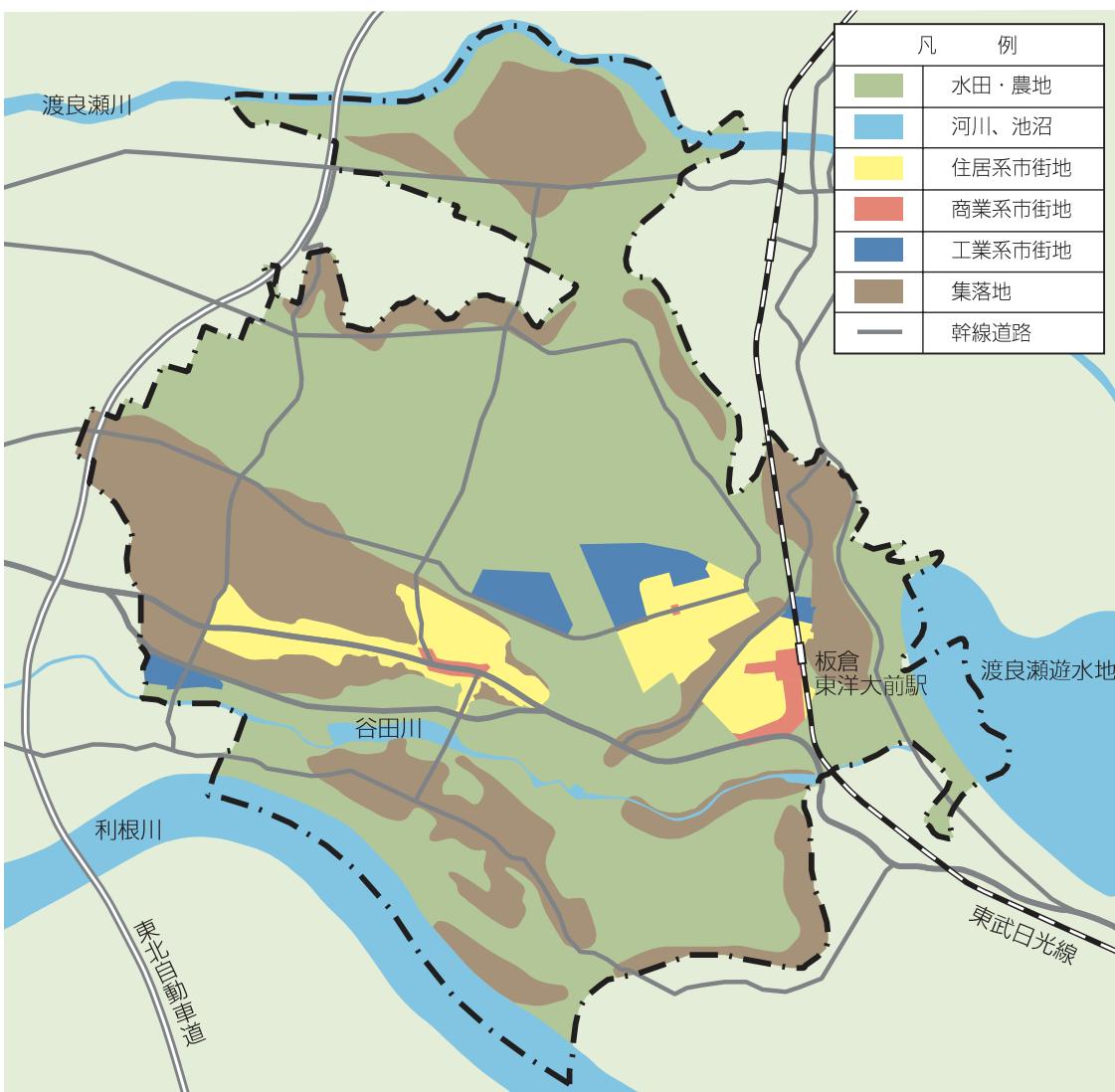
1-2 風景のまとまりとしての土地利用類型別の風景づくりの方針

本町の風景のまとまりを形成している土地利用ごとに、風景づくりの方針を次のとおり定めます。

表 土地利用類型区分

区分	対象
水田・農地	現在の農地
河川、池沼	利根川等の河川及び町内の点在する池沼
住居系・商業系市街地	住居系・商業系の用途地域内
工業系市街地	工業系用途地域内及び既存の流通団地等
集落地	既存の集落地（市街化調整区域）
幹線道路沿道	国道・県道の沿道（市街化調整区域）

図 土地利用の類型区分



(1) 水田・農地

水田・農地は、本町の風景の骨格として位置づけ、適切な保全を進めるとともに、現在の営農環境を守ります。

(2) 河川、池沼

利根川や渡良瀬川、谷田川は、現在の水辺の風景を保全します。特に、生活に身近な谷田川については、ヤナギ山や沈下橋等の文化的な要素を守り、水辺へのアクセスの確保や桜並木の保全に取り組みます。また、集落付近に点在する池や沼等は、集落の風景に潤いを与える要素として、また、野鳥等の飛来地として適切な保全を図ります。

(3) 住居系・商業系市街地

町役場周辺の既成市街地においては、低層を基調としたまち並みを維持し、落ち着きや潤いが感じられる風景づくりを進めます。

板倉ニュータウンにおいては、計画的に整備された街路や公園等を活かし、落ち着きや潤いが感じられる風景づくりを進めます。

町役場周辺や板倉東洋大前駅周辺の商業地域等においては、地域の顔づくりによる賑わいのある風景づくりを進めるとともに、安全で快適な歩行者空間の形成を進めます。

(4) 工業系市街地

田園風景と調和した規模や形態とし、十分な緑地帯を形成しながら、落ち着きや親しみが感じられる風景づくりを進めます。

(5) 集落地

現在の集落のまとまりを維持するとともに、冬季の西風に対応した屋敷林や作業小屋などの配置を継承します。また、生け垣や畠地等の自然要素を活用しながら落ち着きある集落の風景づくりを進めます。

(6) 幹線道路沿道

建築物等は、周辺の田園風景と調和した規模や形態とし、接道部の緑化等により落ち着きが感じられる風景づくりに取り組みます。さらに、広告物を掲出する場合は、田園風景への影響を抑えるため、面積等はできるだけ小さなものとします。



水田の縁と調和した集落地の風景



計画的に整備された板倉ニュータウンの住宅地の風景



十分な緑地帯が確保された板倉工業団地の風景

1-3 地域を印象づける風景資産の保全・活用に関する方針

(1) 風景資産に関する現状

本町では、雷電神社や高鳥天満宮等の社寺や屋敷林の縁などが、町及び地域の潤いを創出し、風景のシンボルとなっています。また、水辺の文化を象徴する水塚が点在し、複数の排水機場が整備されるなど、板倉ならではの施設が見られます。さらに、各地域では、伝統的な祭りや行事が継承され心象的な風景として町民の心に刻まれています。

(2) 風景資産の保全・活用に関する方針

本町の歴史や文化、地域の風景のシンボルとなっている社寺林や屋敷林は、今後の風景づくりにおける貴重な資産として位置づけ、次のような取り組みを進めます。

(ア) 風景資産を適切に保全・管理します

上記に示す資産は「板倉風景資産」として保全し、適切な管理を進めます。

(イ) 風景資産を効果的に活用します

町民や来訪者に広くPRし、本町の魅力を伝えます。また、風景資産の周辺における新たな建築物等の行為に当たっては、その価値を損ねないような配慮を求めます。

図 風景資産の対象例



現在も稼働する谷田川第二排水機場



敷地内の小高い部分に建てられている水塚



彫物による装飾が特徴的な雷電神社



大谷石造りの外観が個性的な建物



建物よりも高く、縁が目立っている高木の屋敷林



長柄神社で行われている伝統行事の一つである弓取り式（町ホームページより）

2**田園風景と調和を図るための建築物等に関する方針****2-1 建築物等のつくり方に関する方針**

建築物や工作物は、長く風景の中に存在するものであり、1つの建築物が美しい風景を損ねる可能性があります。そのため、建築物等をつくる際には、田園風景と調和した規模や形態意匠となるよう、次の事項に配慮します。

(1) 田園風景と調和した規模や形態意匠、緑の創出を行う

本町の風景の骨格となっている水田や田園風景との調和した規模、形態意匠を基本とします。

- ・屋敷林や敷地内の緑地を超えない高さとする
- ・周辺の建築物で構成されている規模・スケール感とする
- ・「緑や自然」と調和し、落ち着きや潤いが感じられる外壁の色彩とする
- ・長い時間、地域の風景に馴染む素材を活用する
- ・大規模な建築物は、周辺から後退するなど、圧迫感を軽減する工夫を行う

(2) 田園風景や営農環境を損ねる行為を行わない

田園地域内では、営農環境等を損ねる行為は控えます。

- ・一団のまとまりで構成される農地等の営農環境を損ねない配置や規模とする
- ・営農環境を損ねる残土などの堆積物の設置は極力控える

(3) 微地形を大切にし、柔らかな敷際をつくる

本町は、ゆるやかな高低差（微地形）があり、その微地形を活かした建築物や屋敷林の配置とすることが板倉らしい住まいづくりの基本です。このため、この微地形を大切にした敷地利用とし、敷際は自然素材を用いて柔らかな仕上げとします。

- ・現在の地形は極力いじらない
- ・道路と敷地の境界のかき・柵には、自然素材を活用したものを用いる
- ・擁壁をつくるときは、極力、高さを抑え、緑化等により修景する

(4) 集落等が有する配置や形態意匠の基本となる要素を協調する

集落では、農作業用のスペースの確保、西風を遮る建築物・屋敷林の配置、勾配屋根の使用、木材や石等の自然素材の活用が基本となっています。また、板倉ニュータウンでは、壁面の位置やかき・柵のつくりかたに関するルールがあります。このような、集落や板倉ニュータウンなどに共通して見られる配置や形態意匠を継承します。

- ・建築物や屋敷林などの集落全体の配置を継承する
- ・勾配屋根により周辺と協調したまち並みとする
- ・集落で多く使用されている素材や色彩を用いる

2-2 公共施設の整備等に関する方針

道路、公園、河川、水路及び公共建築物等の公共施設には、地域の風景づくりを先導する役割が求められます。また、道路や河川等は本町の骨格となる重要な施設として、一体となった魅力ある風景が形成される必要があります。

このため、今後の公共施設の整備にあたっては、本町の風景づくりを先導し、機能性、安全性、経済性などの面も配慮し、長く町民に親しまれるものとするために、施設の目的や性質を踏まえた上で、次の方針に基づいた風景づくりを進めていきます。

(1) 地域特性や周辺の風景との調和を図り、地域の魅力を高める施設とする

田園風景や社寺や屋敷林の縁、水辺等の豊かな自然環境、地域の歴史・文化的な特性や植生や微地形、風景資産等に配慮し、それらと調和するような形態意匠、色彩等とともに、地域の環境をより向上させる質の高い施設整備を図ります。

(2) 連続性や統一感のある風景をつくる

公共施設は、その整備主体や整備時期の違いによるデザイン・色彩等の差異が生じているため、連続性や統一感のある風景づくりを目指し、各主体の立場や所管を超えた連携を図ります。

(3) 誰もが使いやすく、風景に馴染んだ施設とする

公共施設は、様々な人が使うことを想定し、誰もが使いやすい施設であることが必要です。質の高い風景づくりのみならず、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備を工夫することで、快適性や利便性の向上を図ります。

また、公共施設は長期に渡る耐用年数が求められることから、長期の使用を想定した工夫が必要です。そのため、経年変化に配慮した素材の活用や地域の気候風土に適した樹種の選定など、時間の経過とともに地域の風景に馴染み、長らく地域に親しまれる施設整備を図ります。

3

板倉らしい風景づくりの取り組み方針

3-1 町民がつくる風景づくりの方針

(1) 風景づくり活動の現状

本町では、長い間、町の風習や生活文化等を研究している団体が活動を続けており、今日でも集落で四季を彩る草花を植え、身近な緑や沼などの保全活動に取り組む団体等が存在しています。しかし、これまで屋敷林や生け垣の管理を行ってきた人材が減少し、今後も、高齢化等の進行により、風景づくりの担い手の減少が見込まれます。

(2) 町民がつくる風景づくりの方針

町民一人ひとりが風景づくりの担い手であるとの認識に基づき、敷地内の緑化や適切な維持管理を進めると共に、風習や生活文化の研究等のテーマ性を持った活動や、集落などの地域単位で良好な風景資産の管理や創出を行うことが必要です。

このため、今後、このような活動を広げるとともに、風景づくりを知る機会の創出、風景教育の場づくり、風景づくり活動への支援を検討します。

3-2 重点的に取り組む風景づくりの方針

今後、風景づくりを進めるためには、事業の実施や適切な規制誘導、町民の風景づくり活動など、様々な手法を用いて行う必要があります。風景づくりには長い時間が必要ですが、重点的な取り組みを進めることで、風景づくりに対する町民の意識の向上を図り、より効果的な風景づくりを進めることができます。

そのため、次の視点に基づき、風景づくりの重点的な取り組みを進めます。

○公共性の高い地域における風景づくり

風景づくりを効果的に進めるためには、多くの町民の目でみて感じることが大切です。また、本町の風景に対するイメージを高めるためには、町外の人々へのPRも欠かせません。そのため、観光・交流の拠点となっている地域や幹線道路沿道、駅前などの公共性の高い地域において、優先的に風景づくりに取り組むこととします。

○長い時間かけて培ってきた歴史や生活文化の保全

風景づくりの関心を高めるためには、これまで長い時間をかけて培ってきた歴史や生活文化の象徴する「水辺の文化」を町民の共有財産とすることが効果的であるといえます。そのため、水塚や河川などの水辺の文化を象徴する風景資産等の保全に努めます。

○緑等をテーマとした風景づくり活動の促進

風景づくりを広く町民に浸透させるためには、わかりやすさや日常生活において取り組める身近なテーマであることが大切です。そのため、公共事業も含めて緑や草花等をテーマとして風景づくり活動の促進を進めます。

第4章 風景づくりの基準

(景観法第8条第2項第3号)

1 建築物等の制限と誘導の考え方

良好な風景づくりを進めるため、「風景づくり基準（行為の制限）」を定め、建築行為を行う際には、風景づくり基準に適合することとします。

また、周辺の風景に影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物等の建築行為を行う際には、景観法に基づき板倉町長に届出が必要となります。

なお、建築物を建てる時に参考となる考え方を示す「風景づくりガイドライン」を定めます。

2 風景づくり基準（行為の制限）

（1）届出対象行為

次表に掲げる建築物等の建築行為は、景観法第16条第1項に基づき板倉町長に届出が必要です。

表 届出対象行為

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	高さが12m又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10m ² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10m ² 以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	(1) 高さが2mを超える柵・塀・擁壁の類 (2) 高さが12mを超える、電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路又は空中線系（その支持物を含む）（建築物と一緒に設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする） (3) 高さが12m又は建築面積が1,000m ² を超える、観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 (4) 高さが12mを超える彫像・記念碑の類	(1) 大規模建築と一緒に設置されるものの新設で、高さ1.5m以下のもの（左記「対象」の(3)にあっては、新築にかかる部分の建築面積が10m ² を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（左記「対象」の(3)にあっては、増築又は改築に伴い増加する部分の建築面積が10m ² を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10m ² 以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
開発行為（土地の区画形質の変更）	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000m ² 又は高さが2mを超えるもの	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	なし

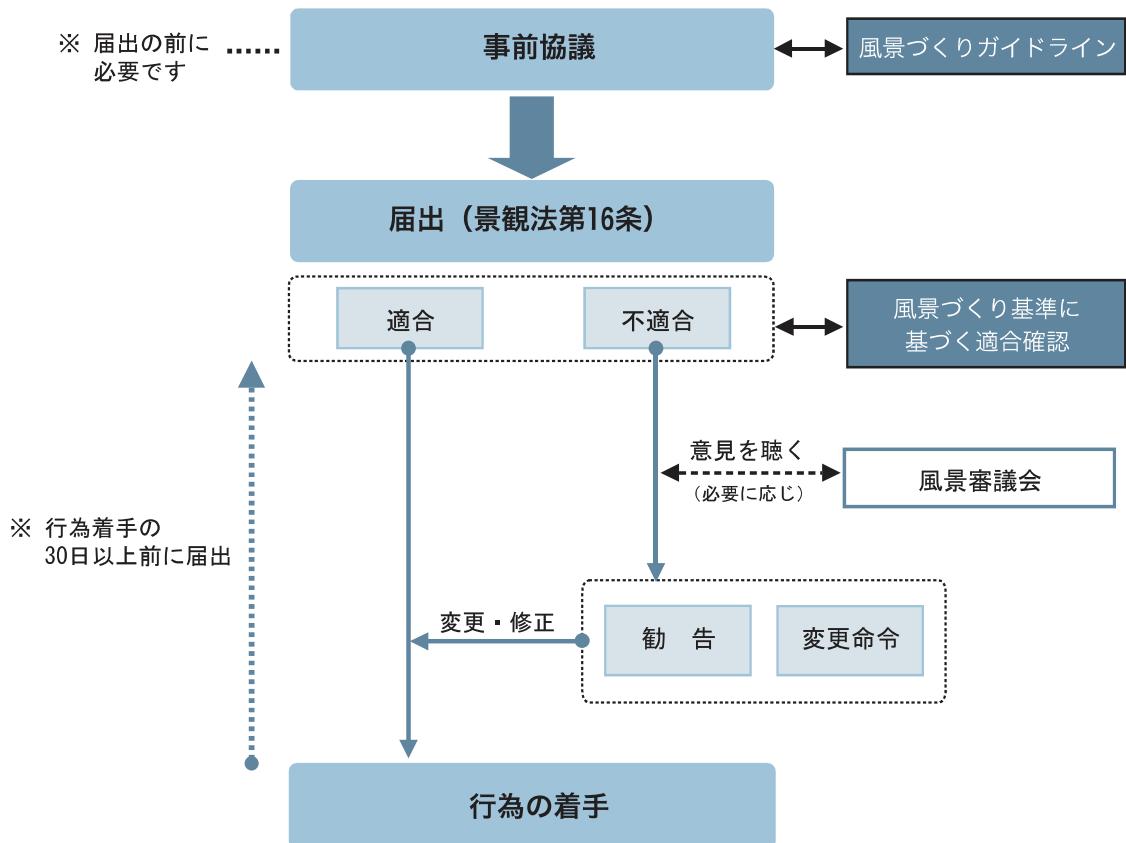
※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

※2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）

(2) 手続きのフロー

届出対象行為は、町長と事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に板倉町長へ届出が必要です。また、風景づくり基準に適合しない場合は、町長は、勧告や変更命令を行う場合があります。

図 建築行為等の手続きフロー



(3) 風景づくり基準

板倉町全域において、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

①建築物・工作物（擁壁・電波塔等を除く）

項目	基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。特に、中層以上の建築物は、十分な空地を確保すること。 ○風景資産等の優れた資源に隣接する場合には、その保全に配慮した配置とすること。特に、地域のシンボルとなる樹木は極力保全し、修景に生かせるように配置すること。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとすること。 ○低層を基調としたスケール感から突出しない規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根は勾配屋根とするなど、田園風景や既存の集落等と調和した意匠とすること。 ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図ること。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。 ○光沢のある素材の使用を避け、地域で多く用いられている素材を活用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周には低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようすること。 ○道路に対して潤いが感じられるよう、接道部は生け垣や四季を感じる樹木や花木の植栽に努めること。

②工作物（擁壁）

項目	基準
配置	○風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。

③建築物・工作物（電波塔等）

項目	基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○風景上、重要な場所からの見え方や風景資産の保全の観点から、次に掲げる場所は可能な限り避けすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺から直接望見できる場所 ・風景資産等の優れた資源に隣接・近接した場所 ・一団の農地の集団性を損ねる場所 ・学校などの公共性を有する施設に隣接する場所
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として鋼管柱とすること。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○電波塔の色彩は、こげ茶又は亜鉛メッキ処理(低光沢仕様、N 4.0～5.0程度)とすること。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とすること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周には低木や高木を植栽する等、植樹及び植栽の配置を工夫すること。

④開発行為

事項	基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること。 ○擁壁を設ける場合は、②に示す基準に適合すること。 ○良好な樹木、水辺等を保全し、積極的に活用すること。

⑤屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○堆積物は整然と積み上げ、その高さは原則として3m以下とする。 ○道路や敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の周囲には、植栽又は風景に配慮した塀等を設けること。

⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	基準
遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ○掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

別表 色彩基準

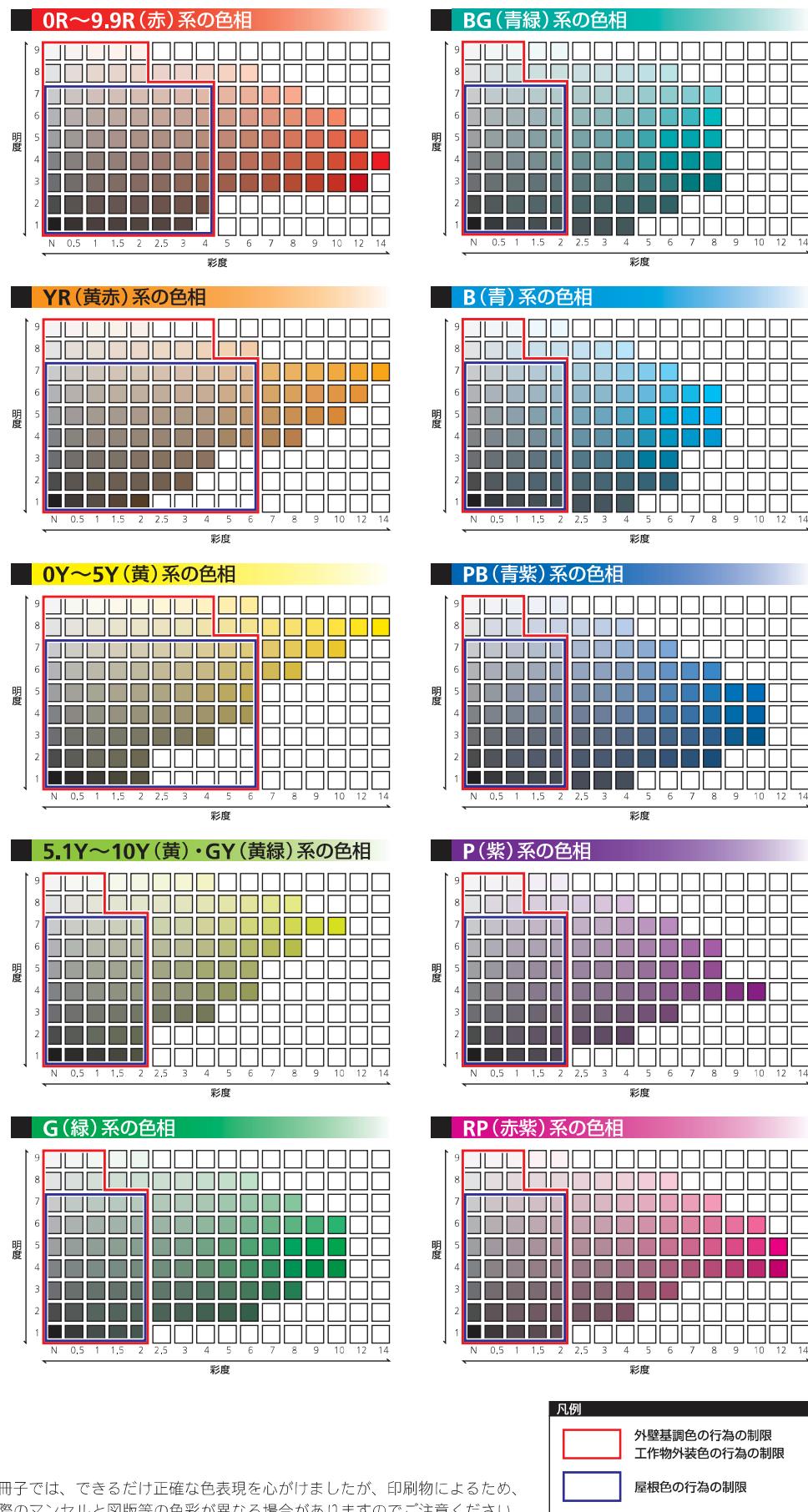
【建築物の外壁・工作物の外装】

色相	明度	彩度
OR ~ 9,9R	8 以上	2 以下
	8 未満	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y	8 以上	4 以下
	8 未満	6 以下
上記以外の色相	8 以上	1 以下
	8 未満	2 以下

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
OR ~ 9,9R	7 以下	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y		6 以下
上記以外の色相		2 以下

図 板倉町全域の色彩基準



※本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

第5章 板倉風景資産の保全・活用

1 風景資産の考え方

板倉町の風景は、様々な要素によって魅力づけられています。このため、これらを板倉の風景を構成する重要な資産『板倉風景資産』として本計画に位置づけ、町民共有の財産として、積極的に保全・活用することに取り組んで行きます。

なお、板倉風景資産とは、建築物や工作物、樹木、公共施設に加え、お祭りなどの活動も含め、幅広く対象として考えます。

表 板倉風景資産の対象

風景資産の対象	風景資産の例 (建築物、工作物、樹木、公共施設、活動等)
1) 地域の歴史や文化を表すもの	河川、池沼、旧堤防、郷土種の樹木、排水機場、水塚、揚舟、社寺仏閣、祠、祭り 等
2) 地域のシンボルであり、固有の風景を造りだしているもの	地場の材料を用いた建築物等、屋敷林等の巨樹・巨木、街路樹、地域住民による花の植栽活動 等



現在も稼働する谷田川第二排水機場



敷地内の小高い部分に建てられている水塚



彫物による装飾が特徴的な雷電神社



大谷石造りの外観が個性的な建物



建物よりも高く、緑が目立っている高木の屋敷林



長柄神社で行われている伝統行事の一つである弓取り式（町ホームページより）



2 風景資産の保全・活用の進め方

(1) 風景資産の指定・登録

①『板倉風景資産』の候補のリストアップ

まず、文化財に指定されているものや、文化的景観保存計画や風景資源調査や巨木調査といった既往調査等を活用し、風景資産の候補をリストアップします。風景資産調査の実施や町民からの公募等により、候補を充実させていくことも考えられます。

②『板倉風景資産』の指定・登録

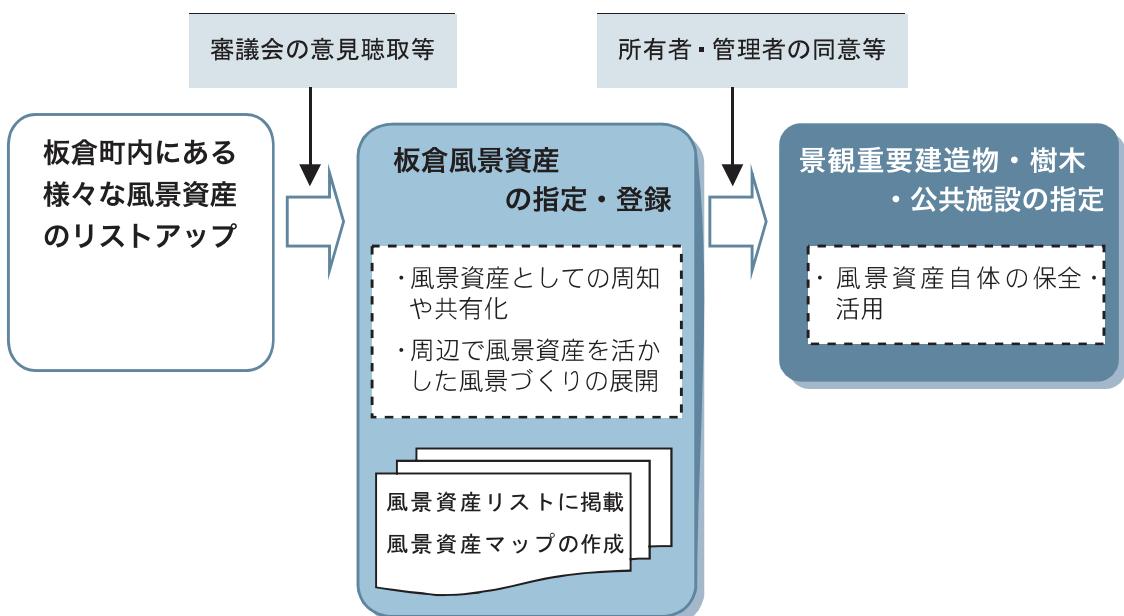
次に、風景資産の候補としてリストアップしたもののうち、第三者機関等の意見をふまえ、板倉の風景資産としてふさわしいものを「板倉風景資産」として指定・登録します。登録した板倉風景資産は、「風景資産リスト」として風景計画に位置づけるとともに、「板倉風景資産マップ」として地図化して町民に配付するなど、資産としての認識の共有化を図ります。

板倉風景資産は、順次追加しながら更新していきます。

③景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定

板倉風景資産に指定・登録されたもののうち、所有者の同意が得られたものについては、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木等の指定を行い適切な維持・管理を図ります。

図 風景資産の保全・活用のフロー



(2) 板倉風景資産の保全・活用方策

①風景資産の周辺を整える

板倉風景資産の周辺で建築行為等が行われる際には、風景資産との調和に配慮してもらうなど、地域の風景の核として引き立つよう、周辺を整えていくことが重要となります。また、板倉風景資産を中心とした地区の風景づくりを重点的に進めるため、風景づくり重点地区に指定することも考えられます。

- ・周辺の建築行為等の際に板倉風景資産への配慮を求める
- ・板倉風景資産を含む地区を重点地区等に指定する

②風景資産を活用する

風景資産は、日常生活に根付いたものとして大切に守り育んでいけるよう、積極的に活用していきます。

- ・地域文化の学習教材として活用する
- ・愛称を付ける（「文禄堤通り」など）
- ・風景資産としてのプレートや案内板・サインを設置する
- ・散策路を設定（整備）する

第6章 公共施設による風景づくり

1 基本的考え方

公共施設は、地区の拠点的な施設で、町民に親しまれている施設であることが多いことから、風景づくりを進める上で重要な役割を担っています。

今後、公共施設の整備においては、府内や関連行政機関との調整の機会を設けるなどにより、第3章の公共施設の整備等に関する方針を踏まえた、良好な公共施設のデザインの実現を図ります。特に、風景づくり上重要な道路や河川等については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、良好な風景づくりに取り組みます。

表 公共施設の風景づくりの方向性

公共施設全体	・公共建築物 ・公共サイン 等	(風景づくりの方向性)
風景づくり上重要な公共施設 (景観重要公共施設の対象となるもの)	・道路 ・河川 ・都市公園 等	個別の整備に際し、風景計画「公共施設の整備等に関する方針」を踏まえ、協議・調整します。 管理者の理解と協力を得て、景観重要公共施設の指定について協議等を進めます。

2 景観重要公共施設の指定方針

(1) 指定の進め方

板倉町の風景を構成する重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、風景づくりを先導する施設としてふさわしい整備や管理を進めていきます。

景観重要公共施設の指定に当たっては、町で管理する公共施設については、順次指定を進めます。また、国・県が管理する公共施設については、各管理者と協議を行い、理解と協力が得られた公共施設から順次指定を進めます。

(2) 指定の対象

次に示すものに該当する施設を景観重要公共施設の指定対象として検討します。

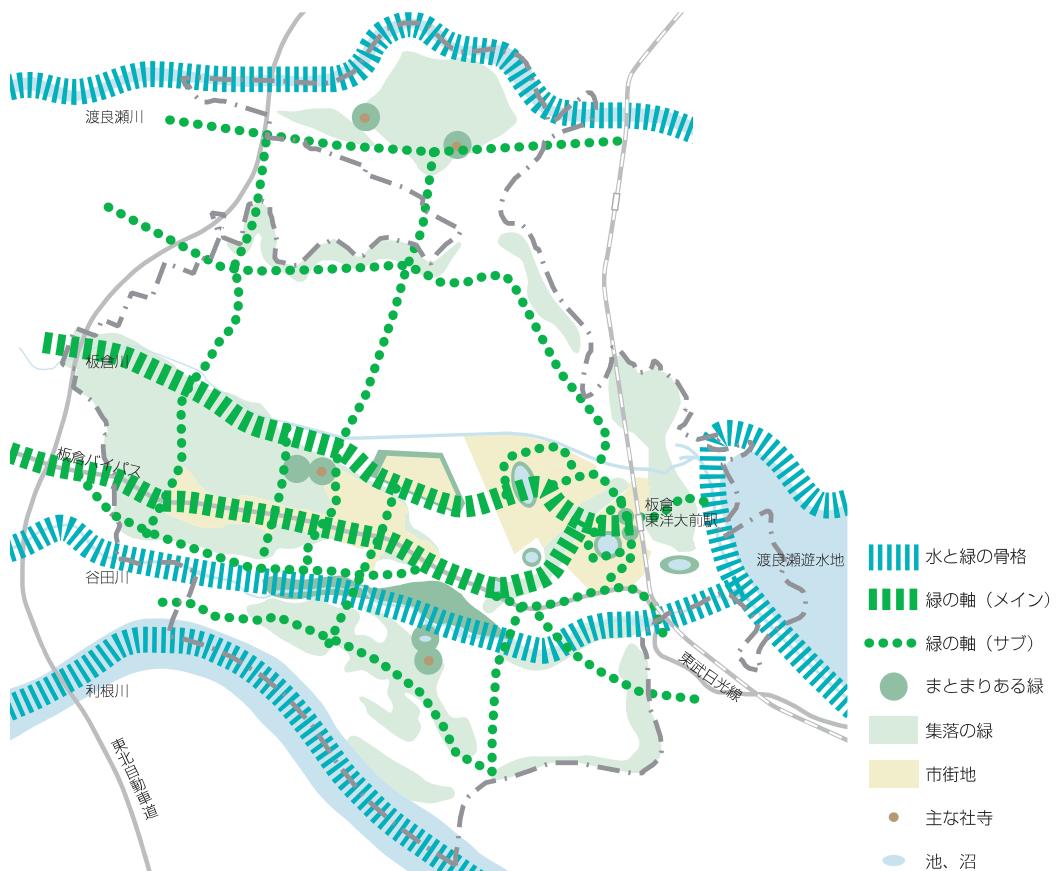
- 広域的な資源（骨格）を形成する河川、道路、公園で、際立った資源を有する区間や、地区のシンボルなどとなっており、景観上特に重要な公共施設
- 重点地区内にある河川、道路、公園等のうち、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設

なお、町全域の風景づくりの視点から重要な施設として、風景の骨格づくりの方針として掲げた骨格や軸となる公共施設について、景観重要公共施設の指定を検討します。

表 景観重要公共施設の指定候補の例

河 川	谷田川、利根川、渡良瀬川、渡良瀬遊水地
道 路	県道板倉糀谷館林線、国道354号、公園通り線、海老瀬停車場線（ふれあい道路）、南部環状線
公 園	板倉中央公園、海老瀬北公園（いずみの公園）、海老瀬南公園（ふれあい公園）

図 風景の骨格づくりの方針



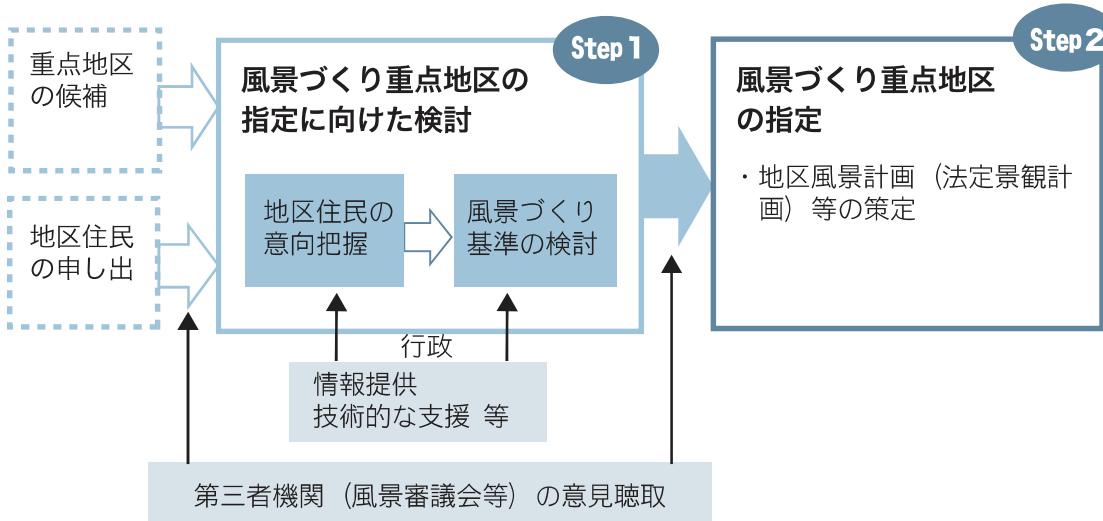
第7章 重点地区の風景づくり

1

重点地区指定制度の考え方

重点地区は、下表に掲げる候補地区等における必要性の高まりや、地区住民からの申し出があった地区を対象として指定を進めます。指定に当たっては、地区住民等の意向を把握するとともに、第三者機関（風景審議会等）の意見を聴きながら行います。

図 地区指定の進め方



■ 風景づくり重点地区的候補例

対象	候補（例）
特徴的な文化的景観が形成されている地区	利根川等の河川沿いの集落等
地域のシンボルとなる資源を含む地区	雷電神社周辺等
自主的にまちづくりを進める地区	地区住民の申し出のあった地区等

2

重点地区の風景づくり方策

(1) 法に基づく規制・誘導

風景づくり重点地区では、地区独自の「風景づくり基準」を設け、規制・誘導に取り組みます。規制・誘導手法は、必要に応じて景観地区や地区計画、景観協定等の手法を選択することも可能とします。

規制・誘導の手法	概要
景観地区 【景観法第61～73条】	対象地区において景観地区を決定し、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについて、認定制度を活用し、実効性が高く、より積極的に良好な風景づくりを図る。
地区計画の地区内における建築物又は工作物の形態意匠の制限 【景観法第76条】	建築物等の形態意匠について、認定制度を活用し、実効性が高く、より積極的に風景づくりを図る。
景観協定 【景観法第81～91条】	対象地区において景観協定を締結し、地域住民が主体的に風景づくりに関するルールを守り・育てる。

(2) その他の手法

本地区内では、地区のシンボルとなる樹木や地区の歴史や固有の文化を示す建造物の保存・活用や、公共空間と民有地が一体となった総合的な風景づくりに取り組むことが重要です。特に、本町の特徴である水辺の文化的景観では、河川や堤跡の道路など、公共施設が風景づくり上重要な骨格を成しています。

このため、施設の管理者や土地所有者の意向を踏まえながら、景観重要樹木・建造物や景観重要公共施設を活用することを検討します。



第8章 水辺風景づくり重点地区風景計画

1

対象区域（景観法第8条第2項第1号）

本地区的対象区域は『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画（板倉町教育委員会 2008年）、（以下、保存計画、という）』の対象として示されている渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区、古利根地区とします。

図 重点地区の区域

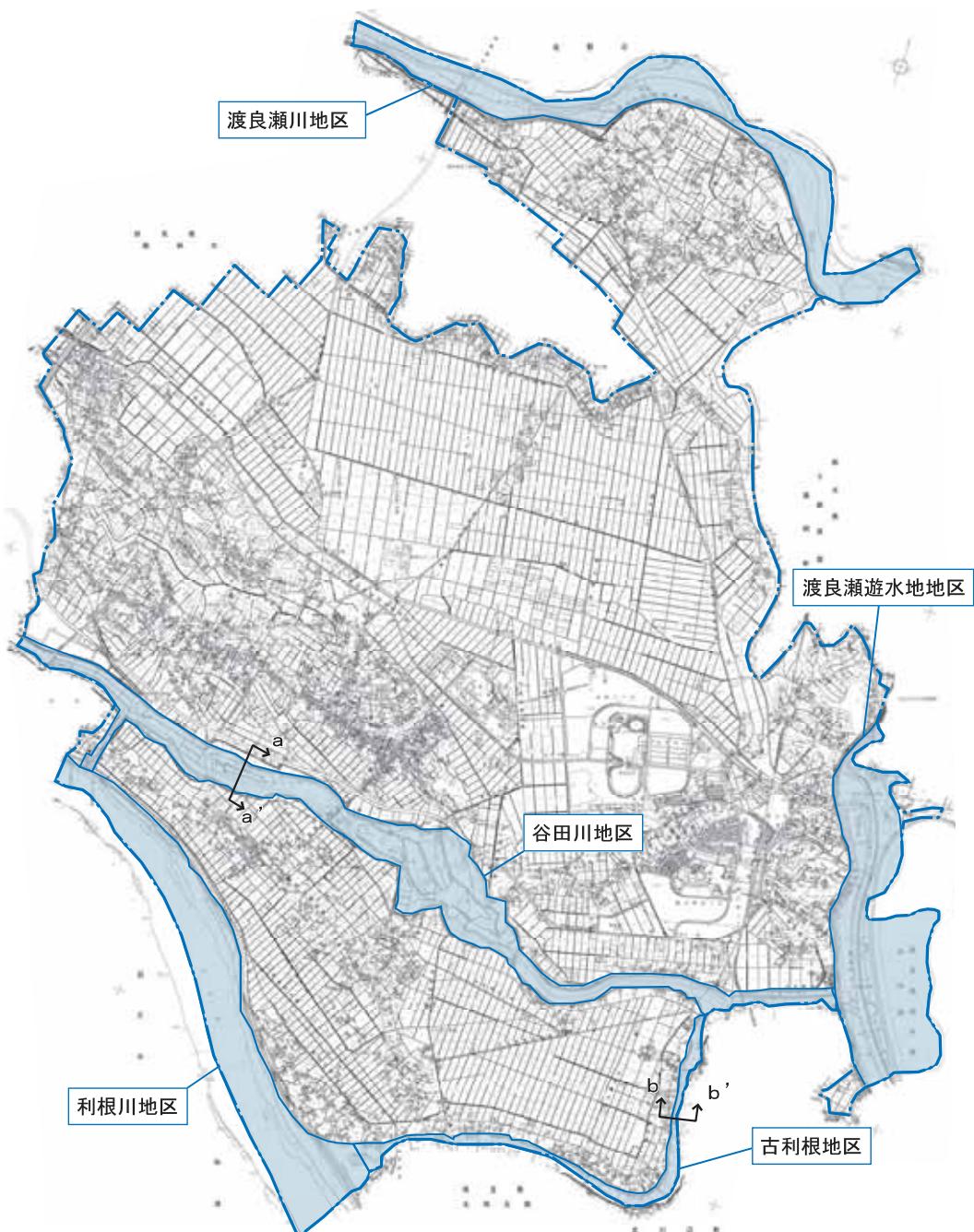


表 重点地区の対象区域

地区名	対象区域
渡良瀬川地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
渡良瀬遊水地地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
谷田川地区	・堤防上の堤内側の道路端から堤内側の道路端までとする。
利根川地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
古利根地区	・町道1-6号線(旧堤防)の道路端から町境までとする。ただし、水塚等がある場合は、それを含む区域とする。

図 重点地区の対象区域（谷田川地区の例）

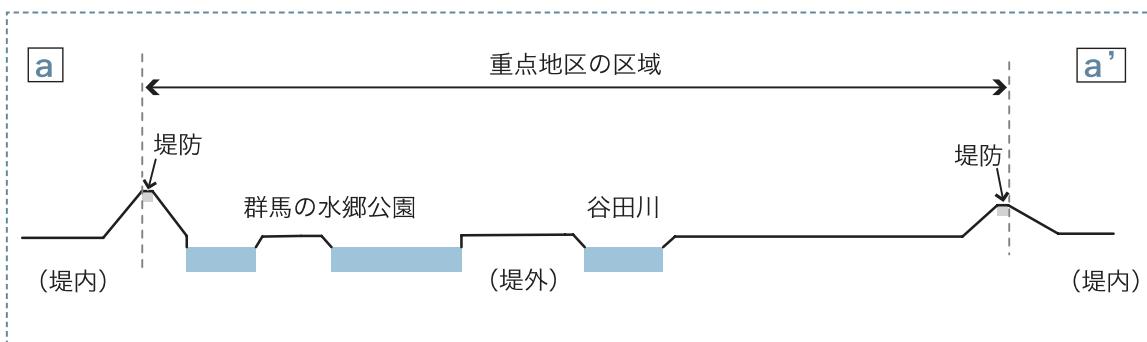
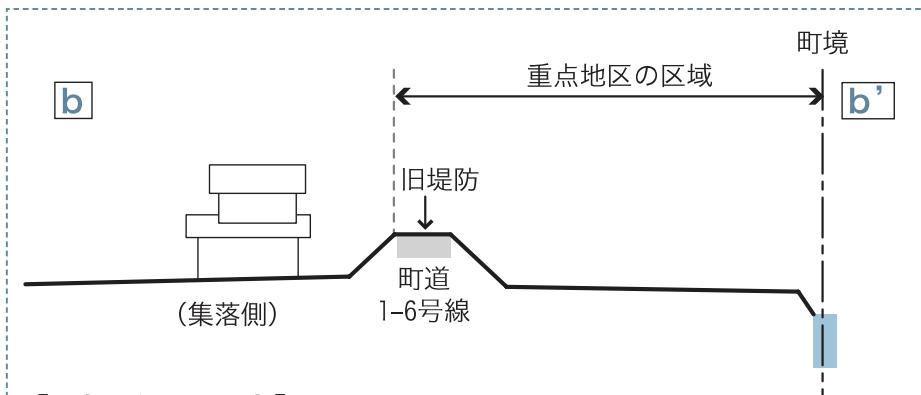
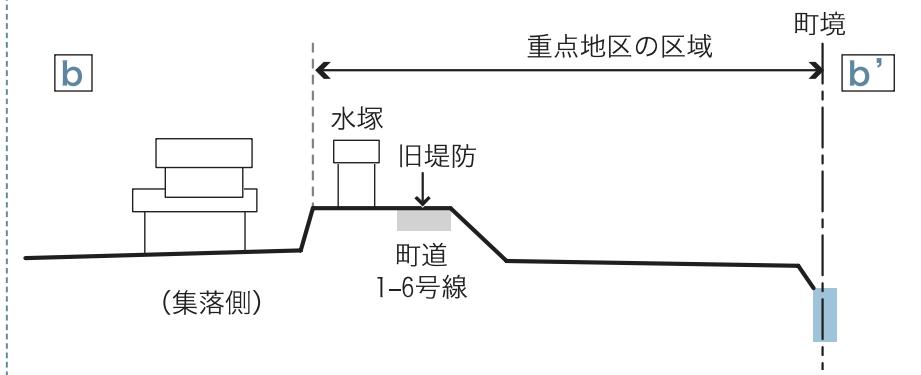


図 重点地区の対象区域（古利根地区の例）



【水塚がある場合】



2**風景づくりの方針** (景観法第8条第2項第2号)

保存計画に示されている文化的景観保存のための基本方針等を踏まえ、本地区の風景づくりの方針を次のとおり定めます。

風景の骨格を守り、生活文化を継承する風景づくり**3****届出対象行為**

対象地区内の景観法第16条第1項の規定に基づく、届出対象行為は、次のとおりとします。

表 届出対象行為（各地区共通）

行為	対象	除外 ※2
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※1	全ての建築物	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10m ² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10m ² 以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※1	全ての工作物	(1) 新設で、高さ1.5m以下のもの（工作物の新設にかかる部分の建築面積が10m ² を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（工作物の増築又は改築に伴い増加する部分の建築面積が10m ² を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
開発行為（土地の区画形質の変更）	全ての行為	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く）
木竹の植栽又は伐採	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
水面の埋立て又は干拓	全ての行為	なし

※1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

※2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）

4**風景づくり基準（行為の制限）**（景観法第8条第2項第3号）

対象地区では、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

①建築物

項目	基準
高さ	○原則として、堤防の高さを超えないものとすること。※
形態・意匠	○屋根は原則勾配屋根とすること。 ○地域の伝統的な建築様式を継承した形態を基本とすること。 ○建築物に付属する設備等は、堤防等から目立たない位置に設けるか、周辺風景と調和するよう適切に修景すること。
外観	○周辺の自然や田園風景との調和に配慮し、建築物の外壁には、木材等の自然素材又は素材感のあるもの等を出来るだけ使用すること。 ○原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。 ○敷地内は花木等により積極的に緑化を行い、緑豊かな外観とすること。
色彩	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、建築物の外壁に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。また、屋根に使用する色彩は、別表2に示す範囲内とすること。 ○ただし、自然素材で一時的に範囲を逸脱するものや、防災、治水などで不可欠な色彩については、この限りではない。

※ 高さに規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

②工作物（擁壁を除く）

項目	基準
高さ	○原則として、堤防の高さを超えないものとすること。※
外観	○原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。やむをえず使用する場合には、出来るだけコンパクトな規模・形態にまとめるとともに、周辺の風景との調和に配慮し、修景すること。
色彩	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。 ○自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 色相 5 Y、明度 7.5、彩度 1.5

※ 高さに規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

③工作物（擁壁）

項目	基準
配置	○風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。
高さ・規模	○高さが2mを超える場合は、階段状にするなど、圧迫感の軽減を図ること。
形態意匠	○無機質な仕上げとならないように、次のいずれかの基準に適合すること。 ・前面に植栽を施す、又は、緑化法面等とする。 ・自然石風の化粧型枠による仕上げとする。
色彩・素材	○水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。

④開発行為

項目	基準
土地の形状及び緑化	○造成等での切土および盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正はできるだけ原状の地形を活かした形状とすること。 ○擁壁等の構造物は必要最小限に止め、法面はできるだけ植栽等によって修景すること。

⑤木竹の植栽又は伐採

項目	基準
木竹の植栽又は伐採	○木竹の植栽を行う場合は、水辺の植生に合った郷土種を基本とし、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に止めることとし、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○ヤナギ等の水辺の植生に合った郷土種は原則として伐採しないこと。やむを得ずヤナギ等を伐採する場合には、周辺風景が良好に維持できるよう代替措置（植栽等）を講じること。ただし、渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区を除く。

⑥屋外に置ける土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	基準
堆積の方法	○堤防上の道路その他公共の場から容易に望見できない位置に集積すること。
遮へい	○敷地外周部を植栽等によって修景すること。

⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の堀採その他の土地の形質の変更

項目	基準
遮へい及び事後の措置	○周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ○掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

⑧水面の埋立て又は干拓

項目	基準
水面の埋立て	○水面の埋立てを行う場合は、周辺の風景との調和に配慮すること。 ○水面の埋立ては、必要最小限に止めること。

別表1 建築物の外壁・工作物の外装の色彩

色相	明度	彩度
OR～9.9R	3以上8未満	1以下
10R(OYR)～5Y	8以上9未満	2以下
	3以上8未満	4以下
5.1Y～BG	3以上8未満	1以下

別表2 建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
OR～9.9R	6以下	4以下
10R(OYR)～5Y		4以下
上記以外の色相		1以下

図 重点地区的色彩基準

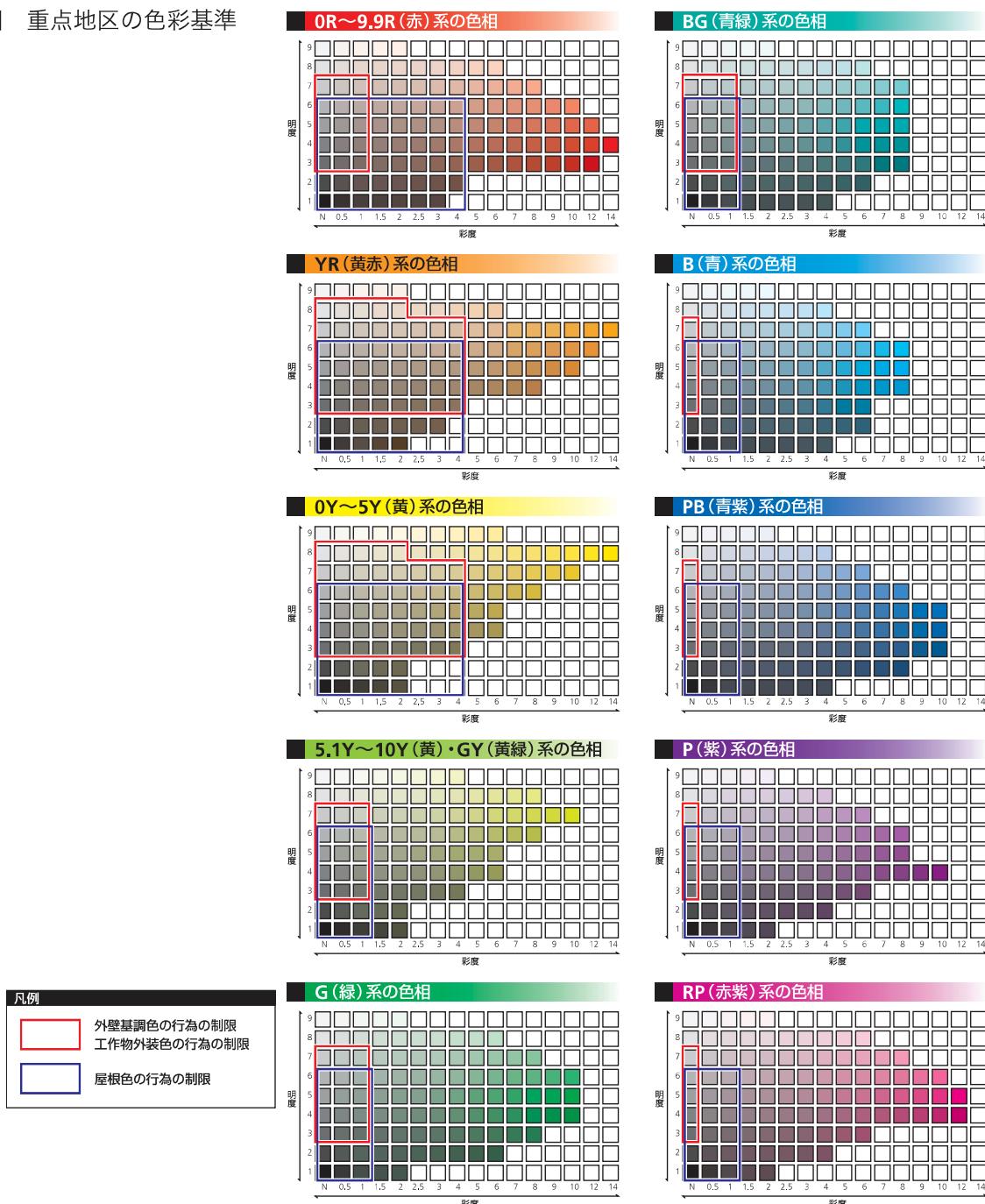
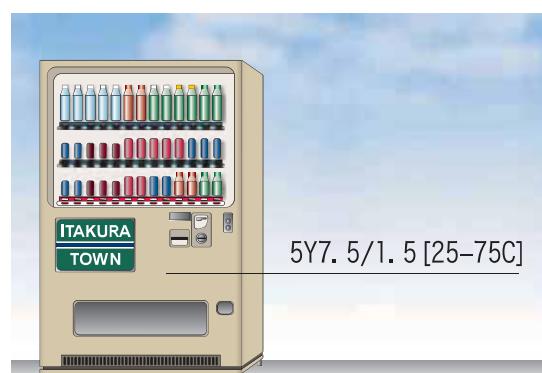


図 自動販売機の指定色とイメージ



※本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

第9章 風景づくりの推進に向けて



1 風景づくりの推進のために必要な事項

板倉町らしい風景づくりには、町民・事業者・行政等の各主体が、前章までの「風景づくりの目標」「風景づくりの方針」や「行為の制限」などの内容を十分理解し、それぞれが取り組みを実践していくことが必要となります。

今後、町全体で協力しながら、良好な風景づくりを推進する気運の盛り上がりを築いていくため、行政が主体となり、次に示す取り組みを検討していきます。

(1) 風景づくりにかかる普及啓発

風景計画に示されている目標や方針等の方向性を町全体で共有化するため、普及啓発を行うことが重要となります。特に、風景づくりガイドラインは、景観法に基づく届出対象とならない規模も含めた全ての建築物の建築等を対象に参考となる考え方を示したものであり、積極的に周知を図っていきます。

具体的には、風景づくりの専用ホームページを開設する、分かりやすいパンフレットを作成する、風景づくりに貢献した建築物や活動等を認定・公表する表彰制度など、周知・広報活動等を適切に進めるとともに、町民が地域の風景に愛着を持ってもらえるような学習機会の創出やイベントの開催等に取り組んでいきます。

具体的な取り組み（例）

- 風景づくり専用ホームページの開設
- ガイドラインの普及（パンフレット等の活用、景観出前講座）
- 風景づくりに関する表彰制度
- 風景を知る機会の創出（景観教育や景観フォーラム）

(2) 風景資産等を活かした風景づくりの推進

豊富な風景資産や微地形を利用した個性的な集落の風景等によって形成されている板倉町では、これらの個々の資産や集落風景を活かしていくことが重要であり、町民・行政等が連携して取り組むことが必要となります。

具体的には、まず、第5章から第7章に示されている板倉風景資産や公共施設、重点地区といった風景づくりの制度を積極的に活用していくことが重要です。また、そのためには町民がこれらに積極的に関与する、関与できるようにすることが大切であり、必要な活動の支援や助成等に努めます。

具体的な取り組み（例）

- 板倉風景資産の指定
- 風景づくり活動の支援、助成等
- 重点地区の指定推進
- 景観重要公共施設の指定推進等

(3) 風景づくりを進めるための体制づくり

良好な風景づくりの推進には、行政の担当部局だけでなく、関係する様々な主体が連携して取り組んでいける体制を構築することが重要となります。

具体的には、風景づくりを総合的に検討するため、町民代表、学識経験者等の専門家、行政等による風景審議会を設置し、第三者の視点から風景づくりを検証できる体制をつくります。

また、行政内では、道路や公園、公共建築物等の公共施設の整備やサイン、案内板や散策路の整備、観光等の各種イベントなど、様々な部署で風景づくりに関係することが行われています。これらの連携を図り、町内で一体となって風景づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場を設置し、連携を図っていきます。

さらに、より機動的に、きめ細かく、専門的な見地から風景づくりにアドバイスや技術的支援を行うため、風景づくりアドバイザー制度の創設を検討し、大規模建築物等の協議や地区の風景づくり、公共施設の風景づくり等の際に活用できることを目指します。

具体的な取り組み（例）

- 風景審議会の設置
- 風景づくりアドバイザー制度の創設
- 庁内の連絡・調整の場の設置（連絡調整会議）

(4) 景観法や関連制度・活動等の効果的な活用や連携

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届け出やそれらに対する勧告や変更命令制度などを活用した、実効性のある規制・誘導が可能となります。

屋外広告物は、景観法では直接の規制・誘導はできませんが、風景づくりに影響する大切な要素の一つです。現在は群馬県屋外広告物条例によって規制・誘導が行われていますが、板倉町は景観行政団体となったため、屋外広告物条例を制定し、町の特性に合わせた独自の基準により規制・誘導に取り組むことを検討します。

法規制だけでなく、コスマス祭りや板倉まつり、揚舟ツアーなど、町内では様々な活動が行われており、これらは美しい板倉の風景を盛り立てる要素にもなっています。また、現在、板倉町の風景の特徴の一つである、水辺の文化的景観について、重要な文化的景観の選定を目指し、その保存のための取り組みが進められています。

この様に、風景に関連する様々な法制度や活動を活かし、これらと連携をとって風景づくりに取り組んでいきます。

具体的な取り組み（例）

- 景観法を活用した建築物の建築等の規制・誘導
- 板倉町屋外広告物条例の制定
- コスマス祭りなどの各種イベントとの連携（風景づくりの PR）
- 文化的景観の保存活動との連携

(5) 施策の進捗状況の定期的な点検・見直し

風景計画に定めた内容や取り組みは、着実に実行していくとともに、成果を確認しつつ、その方向性を常に適切に定めていくことが大切となります。そのためにも、施策の進捗状況を確認し、その効果を共通化するためのレポートを定期的に作成するなどの施策点検手段を検討します。

具体的な取り組み（例）

- 進捗状況の点検レポートの作成

2

重点的に取り組む事項

風景づくりの推進のために必要な取り組みとして掲げた事項のうち、行政主体によって比較的に早期に実現が可能であり、かつ、即効性や先導性があるなどその後の展開が期待できるものという視点から、特に重要と考えられる次の事項について先行して重点的に取り組みつつ、徐々に取り組みを広げ充実させていきます。

(1) 景観法を活用した規制・誘導の仕組みの構築

板倉町内では、これまで群馬県景観条例に基づいて一定規模以上の建築物の建築等を対象に景観協議が行われてきました。この取り組みの実績を踏まえ、景観法を活用した一定規模以上の建築物等の規制・誘導の仕組みを構築します。

(2) 風景資産の保全・活用の推進

風景資産の認定制度は積極的に認定を進めていくことが大切です。このため、まず、文化財や板倉百景など、これまでの実績から、比較的に風景資産としての認識が共有化されているものからリストアップし、町民の協力を得て資産調査を行うなど、順次風景資産に認定するとともに、風景資産マップを作成して町民に配布し、共有化を図っていきます。

(3) 文化的景観の保全・活用と連携した地区レベルの風景づくりの推進

現在、水辺の文化的景観の保存に向けた取り組みが進められており、微地形等を活かした集落単位での固有の風景の保存が進められています。こうした活動と連携し、地区レベルの風景づくりに取り組んでいきます。

図 風景づくりの推進方策の展開イメージ

